

第 2 期釧路市子ども・子育て支援事業計画の策定について

1. 計画策定の背景と趣旨

少子化の進行や出生率の長期的な低下が進み、本格的な人口減少社会が到来する中、社会全体で子どもの健やかな成長や子育てを支援するための新たな仕組みを構築し、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大、地域の子ども・子育て支援の充実を推進するための「子ども・子育て関連 3 法」が平成 24 年に成立しました。これら 3 法に基づく「子ども・子育て新制度」では、市町村を実施主体として、地域の様々な子ども・子育て支援のニーズを踏まえた「子ども・子育て支援事業計画」の策定を義務づけ、計画的に子ども・子育て支援の充実を図ることとしています。

また、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資するため、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進する次世代育成支援対策推進法が改正され、令和 7 年 3 月 31 日までの 10 年間延長されました。

本市では、平成 26 年度に、子ども・子育て関連 3 法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」と、次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援対策地域行動計画」を一体的に策定し、地域の実情に応じた質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業が総合的かつ効率的に提供されるよう、様々な施策を計画的・総合的に推進してきました。

■ 「子ども・子育て関連 3 法」の趣旨と主なポイント

<趣旨>

- 「保護者が子育てについての第一義的責任を有する」という基本的認識のもとに、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する。

<主なねらい>

- 質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供
- 保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善
- 地域の子ども・子育て支援の充実

<主なポイント>

- 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設
- 認定こども園制度の改善
- 地域の実情に応じた子ども・子育て支援（＝利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」）の充実

<幼児期の学校教育・保育、地域の子ども子育て支援に共通の仕組み>

- 基礎自治体である市町村が実施主体
- 社会全体による費用負担
- 政府の推進体制の整備
- 子ども・子育て会議の設置

しかしながら、核家族化や地域のつながりの希薄化、就労する保護者の増加など、生活上の変化により、子どもや子育てをめぐる環境は依然として厳しい状況にあり、また、子育てに不安や孤立、負担を感じる家庭も少なくありません。

このような中、「子ども・子育て支援法」の改正や「ニッポン一億総活躍プラン」の閣議決定等が行われ、これらを踏まえ、平成29年6月に国から「子育て安心プラン」が発表され、次のような方向性が打ち出されました。

- 待機児童の解消
- 女性の就業率の向上（M字カーブの解消）
- 保育の受け皿の拡大と質の確保、保育人材の確保
- 保護者への「寄り添う支援」の普及促進
- 幼児教育の無償化

今後は、幼児教育・保育の無償化、働き方改革など、子育てや暮らしのあり方が多様化していく中で、保護者がどのように子育てしたいか、働きたいか、暮らしたいか、といった当事者の視点に立った子育て支援が求められています。

本市においては、現行の「釧路市子ども・子育て支援事業計画」が今年度でその計画期間を終了することを受け、これまでの取り組みを振り返るとともに、今後の子ども・子育て支援における本市のあり方を定め、地域の協力のもと、子育て支援の各事業を計画的に推進していくため、「第2期釧路市子ども・子育て支援事業計画」を策定するものです。

2. 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項の規定に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するもので、次世代育成支援対策推進法第8条第1項の規定に基づいて定める「市町村行動計画」の内容を包含し、子ども・子育て施策を総合的・一体的に進めるための計画として位置づけるものです。

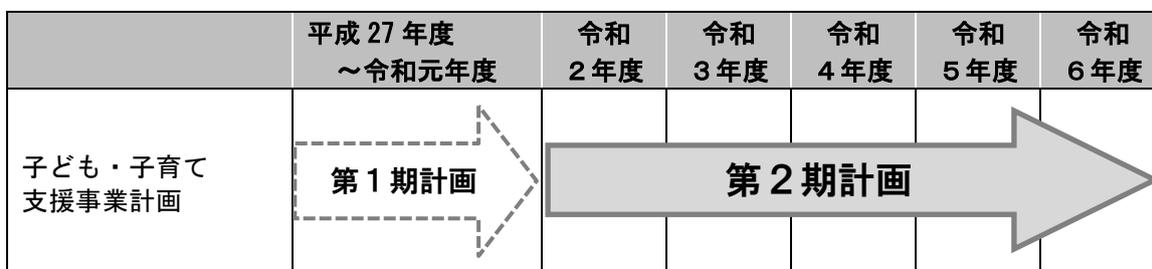
また、まちづくりの基本となる「**釧路市まちづくり基本構想**」を上位計画として各種関連計画との整合性を図るとともに、児童福祉法第56条の4の2に基づく市町村整備計画（保育計画）に関する目標についても定めるものです。

■ 子ども・子育て支援事業計画と次世代育成支援行動計画の根拠法、位置づけ等

	子ども・子育て支援事業計画	次世代育成支援行動計画
根拠法	子ども・子育て支援法	次世代育成支援対策推進法
位置づけ	国が定める基本指針に即して、幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他子ども・子育て支援法に基づく業務の円滑な実施に関する計画	次世代育成支援対策を10年間集中的・計画的に推進するための計画 ※平成26年度に令和7年3月31日までの10年間期限延長決定
内容	<p>基本的に就学前の子どもと小学生を対象にし、教育・保育提供区域（以下、この表内で「区域」という。）ごとの幼児教育・保育の各事業の見込み量とその確保方策等について定める計画</p> <p>【記載事項（必須）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区域の設定 ・区域ごとの教育・保育の二一ス量の見込、提供体制確保の内容及び実施時期 ・区域ごとの地域子ども・子育て支援事業の二一ス量の見込、提供体制確保の内容及び実施時期 ・教育・保育の一体的提供とその推進に関する体制の確保の内容 <p>【記載事項（任意）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産休・育休後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項 ・子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項 ・ワークライフバランスの推進に必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項 	<p>おおむね18歳未満程度までの子どもを対象とする、子育て支援・母子保健・教育・住宅等を含む広範な政策についての計画</p> <p>【記載事項】</p> <p>次世代育成支援対策の実施内容及び実施時期とこれにより達成しようとする目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域における子育ての支援 ・母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進 ・子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備 ・子育てを支援する生活環境の整備 ・職業生活と家庭生活との両立の推進等 ・子ども等の安全の確保 ・要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

3. 計画の期間

本計画は、子ども・子育て支援法及び次世代育成支援対策推進法の規定に基づき、令和2年度から令和6年度までの5年間とし、必要に応じて見直すものとします。



4. 計画の策定体制

本計画の策定に当たっては、子ども・子育て会議における議論を中心に行います。

また、釧路市こども保健部こども育成課を中心に、国や北海道との調整を行いつつ、庁内の関係各課で検討及び協議を行い、円滑な策定に向けて取り組みます。

さらに、市民の意見を計画に反映する手段として、パブリックコメントの実施を予定しています。

5. 計画の策定スケジュール

本計画は、平成30年度にアンケート調査を実施しており、今年度においては引き続き、基礎調査（データ・資料の整理、児童人口の推計、ニーズ量推計等）、次世代育成支援行動計画の進捗把握、計画骨子案・素案の作成、パブリックコメント等を経て、「第2期釧路市子ども・子育て支援事業計画」として策定させることを予定しています。

	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
基礎調査												
次世代育成支援行動計画の進捗把握												
計画骨子案の作成												
計画素案の作成												
パブリックコメントの実施・計画の補修正												
子ども・子育て会議の実施（予定）		●		●	●			●			●	